



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

- *8 会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則 (人事課)..... 1
- *9 和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則 (市町村課)..... 2
- *10 和歌山県本人確認情報の利用及び提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 3
- *11 和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則 (")..... 4
- *12 公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則 (食品・生活衛生課)..... 4
- *13 和歌山県魚介類行商条例施行規則を廃止する規則 (")..... 7
- *14 旅館業法施行細則の一部を改正する規則 (")..... 7

○ 教育委員会規則

- *1 育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則を廃止する規則 10
- *2 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則 10
- *3 和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則 44

○ 訓令

- *5 出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令 (人事課)..... 66

○ 県議会に関する事項

- *和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則 66

規 則

和歌山県規則第8号

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和元年和歌山県規則第51号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(目的) 第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「条例」という。）第20条の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>	<p>(目的) 第1条 この規則は、職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年和歌山県条例第6号。以下「条例」という。）第19条の規定に基づき、会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇に関し必要な事項を定めることを目的とする。</p>

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

和歌山県規則第9号

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

和歌山県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則 (平成12年和歌山県規則第114号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。		(市町村が処理する事務の範囲) 第2条 次の表の左欄に掲げる事務は、それぞれ右欄に掲げるとおりとする。	
1 条例第2条の表5の項(35)に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	1 条例第2条の表6の項(35)に規定する和歌山県動物の愛護及び管理に関する条例 (平成11年和歌山県条例第41号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
2 条例第2条の表11の項(6)に規定する和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和45年和歌山県条例第10号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	2 条例第2条の表12の項(6)に規定する和歌山県心身障害者扶養共済制度条例 (昭和45年和歌山県条例第10号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
3 条例第2条の表23の項に規定する林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号) 第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	3 条例第2条の表24の項に規定する林業・木材産業改善資金助成法 (昭和51年法律第42号) 第2条第1項に規定する林業・木材産業改善資金の貸付けに係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
4 条例第2条の表24の項(2)に規定する漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	4 条例第2条の表25の項(2)に規定する漁港漁場整備法 (昭和25年法律第137号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
5 条例第2条の表28の項(13)に規定する和歌山県屋外広告物条例 (昭和59年和歌山県条例第10号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	5 条例第2条の表29の項(13)に規定する和歌山県屋外広告物条例 (昭和59年和歌山県条例第10号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
6 条例第2条の表33の項(16)に規定する建築基準法 (昭和25年法律第201号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	6 条例第2条の表34の項(16)に規定する建築基準法 (昭和25年法律第201号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
7 条例第2条の表37の項(11)に規定する都市計画法 (昭和43年法律第100号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	7 条例第2条の表38の項(11)に規定する都市計画法 (昭和43年法律第100号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略
8 条例第2条の表44の項(3)に規定する和歌山県景観条例 (平成20年和歌山県条例第21号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略	8 条例第2条の表45の項(3)に規定する和歌山県景観条例 (平成20年和歌山県条例第21号) の施行に係る事務のうち規則に基づく事務であって別に規則で定めるもの	略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第11号

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則の一部を改正する規則

和歌山県行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する規則（平成29年和歌山県規則第29号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
区分	事務	区分	事務
略		略	
5 条例別表第1の2の項(2)に規定する規則で定める事務	(1) 和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第5条第1項若しくは同規則第5条の2の貸与の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (2) 和歌山県修学奨励金貸与条例（平成14年和歌山県条例第37号）第11条の返還の猶予の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 (3) 和歌山県修学奨励金貸与条例第12条の返還期間の延長の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務	5 条例別表第1の2の項(2)に規定する規則で定める事務	和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則（平成14年和歌山県教育委員会規則第19号）第5条第1項の貸与の予約の申請若しくは同条例第5条の2第2項若しくは第5条の3の貸与の申請の受理、それらの申請に係る事実についての審査又はそれらの申請に対する応答に関する事務
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県規則第12号

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

公衆浴場法施行細則の一部を改正する規則

公衆浴場法施行細則 (平成16年和歌山県規則第70号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後			改正前		
<p>第1条 略</p> <p>(定義等)</p> <p><u>第1条の2 この規則において使用する用語は、公衆浴場法、省令及び条例において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>2 この規則において規定する水質基準の測定方法は、水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号) の定めるところによるほか、別に知事が定めるところによる。</u></p> <p>第2条 略</p> <p>(原湯等及び浴槽水の水質基準等)</p> <p>第5条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この水質基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じることがないとき知事が認めるときは、同表の基準項目のうち色度、濁度、pH値及び全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p>			<p>第1条 略</p> <p>第2条 略</p> <p>(原湯等及び浴槽水の水質基準等)</p> <p>第5条 条例第6条第4号の規則で定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 原湯、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水並びに洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この水質基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じることがないとき知事が認めるときは、同表の基準項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) に関する水質基準の一部又は全部を適用しないことができる。</p>		
基準項目	水質基準	測定方法	基準項目	水質基準	測定方法
略			略		
pH値	略	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法	pH値	略	ガラス電極法又は比色法
全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) の量の場合は1リットル中3ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	全有機炭素 (TOC) の量の場合は全有機炭素計測定法。過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法	有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
大腸菌	検出されない	特定酵素基質培	大腸菌群	50ミリリット	乳糖ブイヨンー

	こと。	地法
レジオネラ属菌	略	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素(TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
略	略	略
全有機炭素(TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素(TOC) の量の場合は1リットル中8ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素(TOC) の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
略	略	略
レジオネラ属菌	略	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(残留塩素濃度)
第5条の2 条例第6条第7号の規則で定める残留塩素濃度は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 遊離残留塩素濃度が、通常1リットル中0.4ミリグラム程度であり、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないこと。
- (2) 結合塩素のモノクロラミンの濃度が、1リットル中3ミリグラム程度であること。

(知事への報告)
第5条の3 条例第6条第17号の規則で定める事項は、第5条第1号の表基準項目の欄及び同条第2号の表基準項目の欄に掲げるレジオネラ属菌とする。

別記第1号様式(第2条関係)
公衆浴場営業許可申請書

- 略
添付書類
1～4 略
5 公衆浴場衛生基準等に関する条例第6条第4号の適用を受けることとなる場合にあつては、水質検査の結果が第5条第1号に

	ル中に検出されないこと。	ブリリアントグリーン乳糖胆汁アイオン培地法又は特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	略	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
略	略	略
有機物等(過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
略	略	略
レジオネラ属菌	略	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

別記第1号様式(第2条関係)
公衆浴場営業許可申請書

- 略
添付書類
1～4 略

- 6 定める基準に適合することを証する書類
湯水の供給及び排出に係る配管の系統図
(循環式浴槽を設置する場合は循環配管、
ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は
投入口の位置が明らかであること。)
- 7 略

5 略

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

和歌山県規則第13号

和歌山県魚介類行商条例施行規則を廃止する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県魚介類行商条例施行規則を廃止する規則

和歌山県魚介類行商条例施行規則 (昭和42年和歌山県規則第53号) は、廃止する。

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

和歌山県規則第14号

旅館業法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

旅館業法施行細則の一部を改正する規則

旅館業法施行細則 (昭和58年和歌山県規則第79号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義等)</p> <p><u>第1条 この規則において使用する用語は、旅館業法 (昭和23年法律第138号。以下「法」という。)、旅館業法施行令 (昭和32年政令第152号)、旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号。以下「施行規則」という。) 及び旅館業法施行条例 (昭和45年和歌山県条例第60号。以下「条例」という。) において使用する用語の例による。</u></p> <p><u>2 この規則において規定する水質基準の測定方法は、水質基準に関する省令 (平成15年厚生労働省令第101号) の定めるところによるほか、別に知事が定めるところによる。</u></p> <p>(営業許可申請)</p> <p><u>第1条の2 施行規則第1条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとし、その営業施設の所在地を管轄する保健所長 (以下「保健所長」という。) に提出しなければならない。</u></p> <p>(添付書類)</p> <p><u>第2条 施行規則第1条第1項に規定する営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1)～(6) 略</p>	<p>(営業許可申請)</p> <p>第1条 <u>旅館業法施行規則 (昭和23年厚生省令第28号。以下「規則」という。)</u> 第1条第1項の規定による申請書は、別記第1号様式によるものとし、その営業施設の所在地を管轄する保健所長 (以下「保健所長」という。) に提出しなければならない。</p> <p>(添付書類)</p> <p>第2条 <u>規則第1条第1項に規定する営業許可申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。</u> (1)～(6) 略</p>

(7) 条例第3条第3項第2号の適用を受けることとなる場合にあっては、水質検査の結果が第7条第1号に定める基準に適合することを証する書類

(8) 入浴設備における湯水の供給及び排出に係る配管の系統図（循環式浴槽を設置する場合は循環配管、ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであること。）

(9) 施行規則第1条第1項の規定により申請書を提出しようとする者（次項において単に「申請者」という。）が施行規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けたことを証する書面の写し

(10) 略

2 申請者が、施行規則第1条第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、前項第1号、第5号及び第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(営業者の地位の承継の承認申請)

第3条 施行規則第2条に規定する申請書は、合併の場合は別記第2号様式、分割の場合は別記第3号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。

(相続人の承認申請)

第4条 施行規則第3条に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 施行規則第4条の規定により届出をしようとする者は、別記第5号様式による変更届、別記第6号様式による停止届又は別記第7号様式による廃止届を保健所長に提出しなければならない。

2・3 略

(宿泊者名簿)

第6条 法第6条の規定による宿泊者名簿は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業については別記第9号様式、下宿営業については別記第10号様式とする。

(原湯等及び浴槽水の水質基準等)

第7条 条例第3条第3項第2号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 原湯、原水、上がり用湯及び上がり用水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この水質基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち色度、濁度、pH値及び全有機炭素（TOC）の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準の一部又は全部を適用しないことができる。

(7) 規則第1条第1項の規定により申請書を提出しようとする者（次項において単に「申請者」という。）が規則第1条第1項ただし書又は第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、法第3条第1項の許可を受けて旅館業を営む者から当該旅館業を譲り受けたことを証する書面の写し

(8) 略

2 申請者が、規則第1条第2項ただし書の規定の適用を受けることとなる場合にあっては、前項第1号、第5号及び第6号に掲げる書類の添付を省略することができる。

(営業者の地位の承継の承認申請)

第3条 規則第2条に規定する申請書は、合併の場合は別記第2号様式、分割の場合は別記第3号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。

(相続人の承認申請)

第4条 規則第3条に規定する申請書は、別記第4号様式によるものとし、保健所長に提出しなければならない。

(変更等の届出)

第5条 規則第4条の規定により届出をしようとする者は、別記第5号様式による変更届、別記第6号様式による停止届又は別記第7号様式による廃止届を保健所長に提出しなければならない。

2・3 略

(宿泊者名簿)

第6条 旅館業法（昭和23年法律第138号）第6条の規定による宿泊者名簿は、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業については別記第9号様式、下宿営業については別記第10号様式とする。

(原湯等及び浴槽水の水質基準等)

第7条 旅館業法施行条例（昭和45年和歌山県条例第60号）第3条第3項第1号の規則で定める基準は、次のとおりとする。

(1) 原湯、原湯の原料に用いる水及び浴槽の水の温度を調整する目的で浴槽の水を再利用せずに浴槽に直接注入される水、洗い場及びシャワーに備え付けられた湯栓から供給される温水並びに洗い場及びシャワーに備え付けられた水栓から供給される水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この水質基準により難しく、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち色度、濁度、pH値及び有機物等（過マンガン酸カリウム消費量）に関する水質基準の一部又は全部を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
略		
pH値	略	ガラス電極法又は連続自動測定機器によるガラス電極法
全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) の量の場合は1リットル中3ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中10ミリグラム以下であること。	全有機炭素 (TOC) の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
大腸菌	検出されないこと。	特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	略	ろ過濃縮法又は冷却遠心濃縮法

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
略	略	略
全有機炭素 (TOC) の量又は過マンガン酸カリウム消費量	全有機炭素 (TOC) の量の場合は1リットル中8ミリグラム以下であること。過マンガン酸カリウム消費量の場合は1リットル中25ミリグラム以下であること。	全有機炭素 (TOC) の量の場合は全有機炭素計測定法 過マンガン酸カリウム消費量の場合は滴定法
略	略	略
レジオネ	略	ろ過濃縮法又は

基準項目	水質基準	測定方法
略		
pH値	略	ガラス電極法又は比色法
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中10ミリグラム以下であること。	滴定法
大腸菌群	50ミリリットル中に検出されないこと。	乳糖ブイヨン—ブリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法
レジオネラ属菌	略	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法

(2) 浴槽水は、次の表の左欄に掲げる項目につき、それぞれ同表の右欄に掲げる方法によって行う検査において、それぞれ同表の中欄に掲げる基準に適合するものとする。ただし、温泉水又は井戸水を使用するものであるため、この基準により難く、かつ、衛生上危害を生じるおそれがないと知事が認めるときは、同表の基準項目のうち濁度及び有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量) に関する水質基準のどちらか又は両方を適用しないことができる。

基準項目	水質基準	測定方法
略	略	略
有機物等 (過マンガン酸カリウム消費量)	1リットル中25ミリグラム以下であること。	滴定法
略	略	略
レジオネ	略	冷却遠心濃縮法

ラ属菌	冷却遠心濃縮法
<p>(残留塩素濃度)</p> <p>第8条 条例第3条第3項第5号の規則で定める残留塩素濃度は、次に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。</p> <p>(1) <u>遊離残留塩素濃度が、通常1リットル中0.4ミリグラム程度であり、かつ、最大1リットル中1ミリグラムを超えないこと。</u></p> <p>(2) <u>結合塩素のモノクロロアミンの濃度が、1リットル中3ミリグラム程度であること。</u></p> <p>(知事への報告)</p> <p>第9条 条例第3条第15号の規則で定める事項は、<u>第7条第1号の表基準項目の欄及び同条第2号の表基準項目の欄に定めるレジオネラ属菌とする。</u></p> <p>別記第1号様式 (第1条の2関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旅館業営業許可申請書 略 </div> <p>注 略 備考</p> <p>1 添付書類</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7) <u>旅館業法施行条例第3条第3項第2号の適用を受けることとなる場合にあつては、水質検査の結果が第7条第1号に定める基準に適合することを証する書類</u></p> <p>(8) <u>入浴設備における湯水の供給及び排出に係る配管の系統図 (循環式浴槽を設置する場合は循環配管、ろ過器及び消毒に用いる薬剤の注入口又は投入口の位置が明らかであること。)</u></p> <p>(9)・(10) 略</p> <p>2・3 略</p>	

ラ属菌	又はろ過濃縮法
<p>別記第1号様式 (第1条関係)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 旅館業営業許可申請書 略 </div> <p>注 略 備考</p> <p>1 添付書類</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p>(7)・(8) 略</p> <p>2・3 略</p>	

附 則

この規則は、令和3年6月1日から施行する。

教育委員会規則

和歌山県教育委員会規則第1号

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則を廃止する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則を廃止する規則

育児短時間勤務に伴う短時間勤務職員の給料の特例に関する規則 (平成19年和歌山県教育委員会規則第29号) は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第2号

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則(平成14年和歌山県教育委員会規則第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(奨学金の貸与の申請) 第5条</p> <p>条例第2条第1項第1号に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)に在学する者で、奨学金の貸与を受けようとする者は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。</p>	<p>(奨学金の貸与の予約) 第5条 条例第2条第1項第1号に規定する高等学校等(以下「高等学校等」という。)に進学を希望する者で、翌年度に入学後、奨学金の貸与を受けようとする者は、予約申請書(別記第1号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学又は卒業している学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する中学校、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の中学部の学校長(以下「中学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) その者の属する世帯の構成員の所得を証明する書類 (2) その者の属する世帯全員の住民票の写し <p>2 前項第1号に掲げる書類については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下この項において「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号を記載した同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙(別記第1号様式の2)の添付をもって、前項第1号に掲げる書類の添付に代えることができる。この場合において、当該同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙には、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードその他の個人番号を確認できる書類の写し及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1項各号に掲げる書類の写しを貼付し、又は添付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 3 教育長は、第1項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、適当と認めるときは、奨学金の貸与を予定する旨を決定し、中学校長等を経由して当該申請者に通知するものとする。 4 教育長は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、和歌山県修学奨励金選考委員会(次項において「選考委員会」という。)の意見を聴することができる。 5 前項の選考委員会の構成は、別に定める。 <p>(奨学金の貸与の申請) 第5条の2 前条第3項の規定により、奨学金の貸与を予定する旨の決定を受けた者(以下「奨学金貸与予定者」という。)は、高等学校等に入学後、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の3)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、これを教育長に提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 確認書(別記第2号様式) (2) 確約書(別記第2号様式の3) <p>2 高等学校等に在学する者で、奨学金の貸与を受けようとする者(奨学金貸与予定者を除く。以下「在学申請者」という。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の4)に次の各号に掲げる書類を添付し、その者が在学する高等学校長等を経由して、これを教育長に提出しなければならない。</p>

- (1)～(3) 略
 (4) 確約書 (別記第3号様式)
 (5) 略

2 前項第1号に掲げる書類については、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第2条第5項に規定する個人番号を記載した同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙(別記第4号様式)の添付をもって、前項第1号に掲げる書類の添付に代えることができる。この場合において、当該同意書兼個人番号カード(写)等貼付台紙には、番号法第2条第7項に規定する個人番号カードその他の個人番号を確認できる書類の写し及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行規則(平成26年内閣府・総務省令第3号)第1条第1項各号に掲げる書類の写しを貼付し、又は添付しなければならない。

3 前年度に引き続き奨学金の貸与を受けようとする者は、貸与継続申請書(別記第5号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、高等学校長等を経由し、教育長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

4 第2項の規定は、前項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。

(進学助成金の貸与の申請)

第5条の2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者を除く。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第6号様式)に次の第1号及び第2号に掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第3号及び第4号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(4) 賃借証明書(別記第7号様式)又はこれに代わる賃貸契約書の写し

2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できるものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第6号様式)に次の第1号から第5号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第6号及び第7号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(4) 確約書(別記第8号様式)

- (5)・(6) 略

(7) 賃借証明書(別記第7号様式)又はこれに代わる賃貸契約書の写し

3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、前項第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できないものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第6号様式)に次の第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第4号及び第5号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 略

(5) 賃借証明書(別記第7号様式)又はこれに代わる賃貸契約書の写し

- (1)～(3) 略
 (4) 確約書 (別記第2号様式の3)
 (5) 略

3 前年度に引き続き奨学金の貸与を受けようとする者は、貸与継続申請書(別記第3号様式)に次の各号に掲げる書類を添付し、高等学校長等を経由し、教育長に提出しなければならない。

- (1)・(2) 略

4 第5条第2項の規定は、第2項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付及び前項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。

(進学助成金の貸与の申請)

第5条の3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者を除く。)は、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の5)に次の第1号及び第2号に掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第3号及び第4号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(4) 賃借証明書(別記第2号様式の2)又はこれに代わる賃貸契約書の写し

2 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できるものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の5)に次の第1号から第5号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第6号及び第7号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1)～(3) 略

(4) 確約書(別記第2号様式の4)

- (5)・(6) 略

(7) 賃借証明書(別記第2号様式の2)又はこれに代わる賃貸契約書の写し

3 進学助成金の貸与を受けようとする者(進学助成金に係る家計急変者に限る。)で、前項第3号に掲げる書類を申請書類と同時に提出できないものは、連帯保証人と連署の上、貸与申請書(別記第1号様式の5)に次の第1号から第3号までに掲げる書類を添付し、教育長に提出するとともに、次の第4号及び第5号に掲げる書類を当該貸与申請書を提出した年度の翌年度の4月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1)～(4) 略

(5) 賃借証明書(別記第2号様式の2)又はこれに代わる賃貸契約書の写し

4 略

(進学助成金の貸与の内定)

第5条の3 略

- 2 教育長は、前項の審査を行う場合において、必要があると認めるときは、和歌山県修学奨励金選考委員会(次項において「選考委員会」という。)の意見を聴することができる。
- 3 前項の選考委員会の構成は、別に定める。

(貸与の決定)

第6条

教育長は、第5条第1項若しくは第3項又は第5条の2第2項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、修学奨励金の貸与を決定し、第5条第1項又は第3項の申請書を提出した者については高等学校長等を経由し、第5条の2第2項の申請書を提出した者については直接、その旨を通知するものとする。

- 2 教育長は、前条の進学助成金の貸与を内定する旨の決定を受けた者(以下この項において「進学助成金貸与内定者」という。)から内定の決定を受けた年度の3月末日(進学助成金貸与内定者の責めに帰することができない事由により同日までに提出することができない場合は翌年度の4月末日)までに、次に掲げる書類の提出を受けたときは、内定の決定を受けた年度予算又は当該年度の翌年度予算の範囲内で、進学助成金の貸与を決定し、その旨を当該進学助成金貸与内定者に通知するものとする。

- (1) 略
(2) 確約書(別記第8号様式)

- 3 第5条の3第2項の規定は、第1項の審査について準用する。

(条例第6条に規定する規則で定める書類)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める書類は、第5条の2第1項第3号及び第4号、同条第2項第6号及び第7号並びに同条第3項第4号及び第5号に掲げるものとする。

(借用証書及び返還計画書の提出)

第9条 第6条の規定により奨学金の貸与の決定の通知を受けた者が奨学金の貸与を打ち切れ、又は貸与の期間が満了したときは、奨学金借用証書・返還誓約書(別記第9号様式)及び返還計画書(別記第10号様式)を高等学校長等を経由し、速やかに教育長に提出しなければならない。

- 2 第6条の規定により進学助成金の貸与の決定の通知を受けた者は、進学助成金借用証書・返還誓約書(別記第11号様式)及び返還計画書(別記第10号様式)を速やかに教育長に提出しなければならない。

3 略

(連帯保証人の変更)

第10条 奨学生又は奨学生であった者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たな連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届(別記第12号様式)によ

4 略

(進学助成金の貸与の内定)

第5条の4 略

- 2 第5条第4項の規定は、前項の審査について準用する。

(貸与の決定)

第6条 教育長は、第5条の2第1項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、奨学金の貸与を決定し、高等学校長等を経由してその旨を当該申請者に通知するものとする。

2 教育長は、第5条の2第2項若しくは第3項又は第5条の3第2項の申請書の提出を受けた後、その内容を審査し、貸与要件を備えた者の中から当該年度予算の範囲内で適当と認めるときは、修学奨励金の貸与を決定し、第5条の2第2項又は第3項の申請書を提出した者については高等学校長等を経由し、第5条の3第2項の申請書を提出した者については直接、その旨を通知するものとする。

- 3 教育長は、前条の進学助成金の貸与を内定する旨の決定を受けた者(以下この項において「進学助成金貸与内定者」という。)から内定の決定を受けた年度の3月末日(進学助成金貸与内定者の責めに帰することができない事由により同日までに提出することができない場合は翌年度の4月末日)までに、次に掲げる書類の提出を受けたときは、内定の決定を受けた年度予算又は当該年度の翌年度予算の範囲内で、進学助成金の貸与を決定し、その旨を当該進学助成金貸与内定者に通知するものとする。

- (1) 略
(2) 確約書(別記第2号様式の4)

- 4 第5条第4項の規定は、第2項の審査について準用する。

(条例第6条に規定する規則で定める書類)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める書類は、第5条の3第1項第3号及び第4号、同条第2項第6号及び第7号並びに同条第3項第4号及び第5号に掲げるものとする。

(借用証書及び返還計画書の提出)

第9条 第6条の規定により奨学金の貸与の決定の通知を受けた者が奨学金の貸与を打ち切れ、又は貸与の期間が満了したときは、奨学金借用証書・返還誓約書(別記第4号様式)及び返還計画書(別記第5号様式)を高等学校長等を経由し、速やかに教育長に提出しなければならない。

- 2 第6条の規定により進学助成金の貸与の決定の通知を受けた者は、進学助成金借用証書・返還誓約書(別記第4号様式の2)及び返還計画書(別記第5号様式)を速やかに教育長に提出しなければならない。

3 略

(連帯保証人の変更)

第10条 奨学生又は奨学生であった者は、連帯保証人が死亡し、又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたときは、新たな連帯保証人を立て、直ちに連帯保証人変更届(別記第6号様式)によ

り教育長に届け出なければならない。

(変更届出等)

第11条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書面により高等学校長等を経由して(高等学校等に在学する場合に限る。)遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人の住所又は氏名等に変更があった場合 連帯保証人変更届(別記第12号様式)
- (2) その者の住所、氏名又は在学する高等学校等及び大学等又は専修学校専門課程に変更があった場合 住所・氏名等変更届(別記第13号様式)
- (3) その者が休学、停学又は退学した場合 休(停・退)学届(別記第14号様式)
- (4) その者が復学した場合 復学届(別記第15号様式)
- (5) その者が奨学金の貸与を辞退しようとする場合 辞退届(別記第16号様式)
- (6) その者が条例第2条第1項第4号に該当しなくなった場合 他奨学金等適用届(別記第17号様式)

(返還の方法)

第12条 略

- 2 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者又は連帯保証人が、修学奨励金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求するものとする。
- 3 修学奨励金の返還は、原則として口座振替によるものとする。ただし、やむを得ない理由により口座振替によることができないときは、修学奨励納入通知書(別記第18号様式又は別記第19号様式)により払い込むものとする。

4 略

(返還債務の免除)

第13条 条例第10条の規定により修学奨励金の返還債務の免除を受けようとする者は、その事由を明記した返還免除申請書(別記第20号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 略

(返還の猶予)

第14条 条例第11条の規定により修学奨励金の返還の猶予を受けようとする者(次項及び第3項において返還猶予申請者という。)は、その事由を明記した返還猶予申請書(別記第21号様式)に当該事由を証する書面を添付し、教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めるときは、修学奨励金の返還の猶予を決定し、その旨を返還猶予申請者に通知するものとする。

3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による書面(返還猶予申請者の所得を証明するものに限る。)の添付について準用する。

(返還期間の延長)

第15条 条例第12条の規定により修学奨励金の返還に係る期間の延長について申請をしようとする者(以下この項及び次項において返還延長申請者という。)は、その事由を明記した返還期間延長申請書(別記第22号様式)に次に掲げる書面を添付し、教育長に提出しなければならない。

り教育長に届け出なければならない。

(変更届出等)

第11条 奨学生又は奨学生であった者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該各号に掲げる書面により高等学校長等を経由して(高等学校等に在学する場合に限る。)遅滞なく教育長に届け出なければならない。

- (1) 連帯保証人の住所又は氏名等に変更があった場合 連帯保証人変更届(別記第6号様式)
- (2) その者の住所、氏名又は在学する高等学校等及び大学等又は専修学校専門課程に変更があった場合 住所・氏名等変更届(別記第7号様式)
- (3) その者が休学、停学又は退学した場合 休(停・退)学届(別記第8号様式)
- (4) その者が復学した場合 復学届(別記第9号様式)
- (5) その者が奨学金の貸与を辞退しようとする場合 辞退届(別記第10号様式)
- (6) その者が条例第2条第1項第4号に該当しなくなった場合 他奨学金等適用届(別記第11号様式)

(返還の方法)

第12条 略

- 2 教育長は、修学奨励金の貸与の決定の通知を受けた者又は連帯保証人が、修学奨励金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求することができる。
- 3 修学奨励金の返還は、原則として口座振替によるものとする。ただし、やむを得ない理由により口座振替によることができないときは、修学奨励納入通知書(別記第12号様式又は別記第12号様式の2)により払い込むものとする。

4 略

(返還債務の免除)

第13条 条例第10条の規定により修学奨励金の返還債務の免除を受けようとする者は、その事由を明記した返還免除申請書(別記第13号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 略

(返還の猶予)

第14条 条例第11条の規定により修学奨励金の返還の猶予を受けようとする者は、その事由を明記した返還猶予申請書(別記第14号様式)を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めるときは、修学奨励金の返還の猶予を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。

(返還期間の延長)

第15条 条例第12条の規定により修学奨励金の返還に係る期間の延長について申請をしようとする者は、その事由を明記した返還期間延長申請書(別記第15号様式)を教育長に提出しなければならない。

<p>(1) 返還延長申請者の所得を証明する書類</p> <p>(2) 返還延長申請者の属する世帯全員の住民票の写し</p> <p>2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、相当と認めるときは、修学奨励金の返還に係る期間の延長を決定し、その旨を返還延長申請者に通知するものとする。</p> <p>3 第5条第2項の規定は、第1項の規定による同項第1号に掲げる書類の添付について準用する。</p> <p>4 略</p> <p>(延滞金の免除)</p> <p>第16条 条例第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、その事由を明記した延滞金免除申請書 (別記第23号様式) を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>	<p>2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、相当と認めるときは、修学奨励金の返還に係る期間の延長を決定し、その旨を当該申請者に通知するものとする。</p> <p>3 略</p> <p>(延滞金の免除)</p> <p>第16条 条例第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者は、その事由を明記した延滞金免除申請書 (別記第16号様式) を教育長に提出しなければならない。</p> <p>2 略</p>
---	---

別記第1号様式から別記第16号様式までを削り、別表の次に次の23様式を加える。

別記第1号様式 (第5条関係)

奨学金

貸与申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により申請します。

申請者氏名 _____ 印
(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号						※ 太線枠内のみ御記入ください。	
学校名	立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制 高等部 高等課程	年	科 組		
フリガナ				(年 4 月	年制第 1 学年入学)		
申請者氏名 (自署)				住所	(円 -)		
生 年 月 日	年	月	日生	TEL	-	-	
フリガナ				住所	(円 -)		
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)	印	TEL	-	-	携帯電話 - -
生 年 月 日	年	月	日生				
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏 名	年齢	所得の種類	給与所得 収入年額 (税込)	給与所得以外 収入年額 (税込)	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					円	円	
					計	A 円	B 円
合 計 金 額 [給与所得+給与所得以外]						A+B	円
家 族	申請者 を除く 就学者	続柄	氏 名	年齢	校 種 (学 年)		
(1) 世帯員に障害のある人がいる場合			続柄 () 氏名 () 等級 (級)				
(2) 借家等の家賃を支払っている場合			月額 () 円				
(3) 母子家庭又は父子家庭の場合			母子家庭・父子家庭 (いずれかを○で囲んでください。)				

注

- 1 障害のある人がいる場合、障害者手帳の写しを添付してください。
- 2 家賃を支払っている場合、賃貸契約書等その支払を証明できるものを添付してください。

(裏面)

奨学金を 必要とす る理由	-----

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

(親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。)

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

(親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。)

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

上記の者について、和歌山県修学奨励金の貸与申請をすることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印 _____

(裏面)

確認書裏面

1 奨学金の貸与に係る事項

- (1) 奨学生は、次の場合、速やかに県に届け出なければなりません。
 - ア 本人又は連帯保証人の氏名又は住所に変更があったとき。
 - イ 連帯保証人を変更するとき。
 - ウ 休学、復学、転学、停学又は退学したとき。
 - エ 奨学金貸与を辞退するとき。
 - オ 他の奨学金の適用を受けるとき。
- (2) 奨学生が休学し、又は停学の処分を受けたときは、奨学金の貸与を停止します。
- (3) 奨学生が次の状態になったときは、奨学金の貸与を打ち切ります。
 - ア 奨学金の貸与を辞退したとき。
 - イ 退学したとき。
 - ウ 奨学生の生計を主として維持する者が県外に転居したとき。
 - エ 奨学生の世帯全員の年間収入額が、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則に規定する貸与基準額を超えたとき。
 - オ 独立行政法人日本学生支援機構の学資貸与金、母子父子寡婦福祉資金の修学資金、高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金及び生活福祉資金貸付金の修学費(いずれも月額貸与)の貸与を受けることとなったとき。
- (4) 奨学生が、偽りその他の不正の手段により、奨学金の貸与を受けることとなったことが判明したときは、その貸与を取り消しますので、直ちに貸与を受けた奨学金の一括返還をしなければなりません。

2 奨学金の返還に係る事項

- (1) 奨学生は、貸与終了時に連帯保証人と連署した「奨学金借用証書・返還誓約書」を提出しなければなりません。
- (2) 貸与総額に応じた返還回数で、算出された割賦額を月賦又は月賦・半年賦併用の方法により、申請時に登録した口座から自動引落の方法で返還することになります。延滞すると、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合を乗じて計算した金額が延滞金として課されます。
- (3) 返還は貸与の終了した月の翌月から起算して6月を経過した後、10年以内に返還しなければなりません。
- (4) 返還期日前に、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (5) 奨学金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県に届け出なければなりません。
- (6) 奨学金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出なければなりません。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、延着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
 - ア 本人が高等学校等、大学、短期大学、大学院又は専修学校専門課程に在学するとき。
 - イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により、奨学金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に修学奨励金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を延長することができます。
- (9) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた奨学金の全部又は一部を免除することがあります。
 - ア 死亡したとき。
 - イ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、奨学金を返還ができなくなったと認められるとき。
- (10) 本人又は連帯保証人が、割賦金の返還を延滞したときは、支払督促の申立てから強制執行に至るまでの法的手続をとることがあります。

3 保証に係る事項

連帯保証人は、本確認書によって負担する一切の債務(ただし、極度額までに限る。)について、本人と連帯して保証債務を負い、その履行については、関係法令及び本確認書並びに「奨学金借用証書・返還誓約書」等に従わなければなりません。

4 貸与決定されなかった場合等の確認書の取扱いに係る事項

申請後貸与決定されなかった場合、貸与取消しになった場合又は申請後辞退した場合は、この確認書は無効となります。その場合確認書は返却しません。県が責任をもって廃棄します。

別記第3号様式 (第5条関係)

確 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住 所 _____
(自 署) 氏 名 _____
連帯保証人 住 所 _____
(保護者等) 氏 名 _____

私は、和歌山県修学奨励金（奨学金）の貸与を申請するに当たり、次のことを確約します。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資貸与金の貸与を受けていないこと。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による修学資金の貸与を受けていないこと。
- (3) 生活福祉資金貸付金の教育支援費の貸与を受けていないこと。
- (4) 高等学校定時制及び通信制課程修学奨励金の貸与を受けていないこと。

なお、上記(1)から(4)までの奨学金等を受けることになったときは、速やかに「他奨学金等適用届」により報告します。

別記第4号様式 (第5条関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

同意書 兼 個人番号カード (写) 等貼付台紙

和歌山県教育委員会が、修学奨励金の貸与の申請に係る事務、返還猶予の申請に係る事務又は返還期間の延長の申請に係る事務のため、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 (平成25年法律第27号。以下「番号法」という。) 第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムから、地方税関係情報を取得することに同意しますので、下記のとおり個人番号を提供します。

記

申請者氏名	(学校名 :)			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	-	-	
	住所			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	-	-	
	住所			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	-	-	
	住所			
同意者	申請者との続柄	生年月日	年	月 日
	ふりがな			
	氏名			
	個人番号	-	-	
	住所			

備考

- 1 同意者 (所得がある者に限る。) 本人が記載してください。
- 2 住所欄は、提出する日の属する年の1月1日現在の住所を記載してください。
- 3 裏面に同意者の「番号確認書類」の写しを貼付してください。
 なお、「番号確認書類」を例示すれば次のとおりです ((3)の書類は貼付しないで、添付してください。)
 (1) 番号法第2条第7項に規定する個人番号カード (個人番号が記載された面)
 (2) 情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るための行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律 (令和元年法律第16号) 第4条の規定による改正前の番号法第7条第1項に規定する通知カード (当該カードに記載された氏名、住所等が住民票に記載されている事項と一致しているものに限る。)
 (3) 個人番号が記載された住民票
- 4 運転免許証、旅券等「本人 (実存) 確認書類」の写しも併せて裏面に貼付してください。

(裏面)

番号確認書類貼付欄

※ 個人番号が記載された住民票の場合は、貼付しないでください。

本人 (実存) 確認書類貼付欄

(裏面)

上記の申請について、親権者（後見人）として同意します。

（親権者（両親のいずれかがいないときには1人）本人が、自署・押印してください。）

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

親権者氏名 _____ 印 続柄 _____

（親権者がいない場合に、後見人が自署・押印してください。）

後見人氏名 _____ 印 続柄 _____

上記の者が本校に在学し、引き続き奨学金の貸与を受けることにより、学業を確実に終了できる見込みがあることを認めます。

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

別記第6号様式 (第5条の2関係)

進学助成金

貸与申請書

和歌山県教育委員会教育長 様

年 月 日

私は、和歌山県修学奨励金の貸与を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第5条の2第1項の規定により申請します。

申請者氏名 印

(申請者本人が、自署・押印してください。)

奨学生番号	※ 太線枠内のみ御記入ください。						
学校名	立	大学 短期大学 専修学校 (年4月 年制第1学年入学予定 (志望))	学部 分野 課程	学科 課程 学科	貸与希望額 いずれか一つに○をしてください。 10万円 20万円 30万円 40万円 50万円		
在学学校名	立	高等学校					
※ (県内高等学校・県外高等学校・高認(大検含む。)該当者)							
フリガナ				(〒 -)			
申請者氏名 (自署)				住所			
生年月日	年 月 日生			TEL - -			
フリガナ				(〒 -)			
連帯保証人氏名 (保護者等) (自署・押印)	(続柄)			住所			
生年月日	年 月 日生			TEL - - 携帯電話 - -			
同 一 生 計 の 家 族	続柄	氏名	年齢	*職業・所得 の種類	A収入・売上金 額(税込)	B控除額(給与所得者) ・必要経費(税込)	A-B 所得金額(税込)
					万円	万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
						万円	万円
↑ 主に家計を支えている者、1人に○を付けてください。 同一人で2種類以上の所得のある者は、所得ごとに段を改めて記入してください。							最も所得の多い者の所得金額 ①
	続柄	氏名	※設置者	校種(学年)	※通学別	控除額	
申請者を除く			国公立・私立		自宅・自宅外	万円	
就学者			国公立・私立		自宅・自宅外	万円	
			国公立・私立		自宅・自宅外	万円	

別記第7号様式 (第5条の2関係)

賃借証明書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

証明者 (寮の管理者・下宿の家主等)

住所	(〒 -) TEL - -
氏名	印

下記の者は、私が所有又は管理する借家等に居住していることを証明します。

申請者 (本人)

氏名	印
住所	(〒 -) TEL - -
寮・借家等の名称	
居住開始年月	年 月から

別記第8号様式 (第5条の2、第6条関係)

確 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住 所 _____
(自 署) 氏 名 _____
連帯保証人 住 所 _____
(保護者等)
(自 署) 氏 名 _____

私は、和歌山県修学奨励金（進学助成金）の貸与の決定を受けるに当たり、次のことを確約します。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構法（平成15年法律第94号）による学資貸与金の入学時特別増額に係る貸与を受けていないこと。
- (2) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）による就学支度資金の貸与を受けていないこと。
- (3) 生活福祉資金貸付金の就学支度費の貸与を受けていないこと。

入学予定者である私は、(1)から(3)までに併せて次のことを確約します。

- (4) 年4月30日までに大学等又は専修学校専門課程の在学証明書及び貸借証明書（別記第7号様式）又はこれらに代わる貸貸契約書の写しを提出すること。

別記第9号様式 (第9条関係)

奨学生番号	氏名
-------	----

奨学金借用証書 返還誓約書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借用しました。

つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 1 奨学金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 2 奨学金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 3 奨学金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	フリガナ		生	年	月	日
	氏名	(印)	年	月	日	生
	現住所	〒 Tel () -				
(自署)	学校名	立	学校	分校	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程 科

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額 円まで連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生	年	月	日	本人との続柄
	氏名	(印)	年	月	日	生	
	現住所	〒 Tel () - 携帯電話 () -					
(自署)							

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏名		生	年	月	日
	現住所	〒 Tel () -				
者	氏名	(印)	生	年	月	日
	現住所	〒 Tel () -				
後見人	氏名	(印)	生	年	月	日
	現住所	〒 Tel () -				

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)

別記第10号様式 (第9条関係)

返 還 計 画 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 -)
本人住所	TEL (- -)
氏 名	印
連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
住 所	TEL(- -) 携帯電話(- -)
氏 名	印

私が借用した (※ 奨学金 ・ 進学助成金) の借用金額は、 円であり、
下記の返還計画に基づき返還します。

記

[返還計画]

奨学生番号			氏 名		
返還方法	返還期日	返還開始月	返還回数	割賦金	最終割賦金
1 月賦返還	毎月 27 日	年 月	回	円	円
2 月賦・半年賦 の 併 用	毎月 27 日	年 月	回	円	円
	毎年 1 月 27 日 毎年 7 月 27 日	年 月	回	円	円

※は、どちらか該当する方を○で囲んでください。

(注意) 返還する場合の引落口座は、基本的には貸与時の振込口座としますが、もし振込口座に変更があれば、下記にご記入ください。

取扱金融機関名及び支店名	(1 銀行・2 信用金庫・3 労働金庫)			支店
預金種目	1 普通 (総合) 2 当座	口座番号 (右づめで記入)		
(フリガナ) 預金者氏名	住所		(〒 -) TEL (- -)	

別記第11号様式 (第9条関係)

奨学生番号

氏名

進学助成金借用証書
返 還 誓 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 _____ 円也

私は、和歌山県修学奨励金貸与条例及び関係規程に基づき、和歌山県修学奨励金の奨学金を借用しました。

つきましては、私及び連帯保証人は、関係規程並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 1 進学助成金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 2 進学助成金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 3 進学助成金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	フリガナ		生 年 月 日		
	氏 名		年	月	日生
	現住所	〒	Tel () -		
自署	学校名	立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程

私(連帯保証人)は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額 _____ 円まで連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生 年 月 日		本人との続柄
	氏 名		年	月	日生
	現住所	〒	Tel () -		携帯電話 () -

本人が未成年者(20歳未満)の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がある場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名		生 年 月 日		
	現住所	〒	Tel () -		
親権者	氏 名		生 年 月 日		
	現住所	〒	Tel () -		
後見人	氏 名		生 年 月 日		
	現住所	〒	Tel () -		

注 本書は租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第91条の3第1項又は第2項の規定の適用により印紙税は課されません(印紙の貼付は必要ありません。)

別記第12号様式 (第10条、第11条関係)

連 帯 保 証 人 変 更 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
本人住所	(〒 -)
氏名	

下記のとおり連帯保証人を変更しましたので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第10条又は第11条第1号の規定により届け出ます。

記

1 連帯保証人の変更

新連帯保証人	氏名 (自署・押印)	印
	住所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -
旧連帯保証人	氏名 (自署・押印)	印

※ 連帯保証人を変更するときは、必ずその本人の承諾を受けてください。

2 連帯保証人の住所等の変更

連帯保証人	氏名	
	住所	(〒 -) TEL - - 携帯電話 - -

別記第13号様式 (第11条関係)

住所・氏名等変更届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
旧氏名	
旧本人住所	(〒 -) TEL - -

下記のとおり (住所・氏名) 等を変更したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第2号の規定により届け出ます。

記

本人	新氏名				
	新住所	(〒 -) TEL - -			
高等学校等	旧学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程 [] 科
	新学校	学校名 立	学校 分校 専攻科	全日制 定時制 通信制	高等部 高等課程 [] 科
大学等	旧学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程
	新学校	学校名 立	大学 短期大学 専修学校	学部 課程	学科 課程

別記第14号様式 (第11条関係)

休 (停・退) 学届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(〒 -)	連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
本人住所	(〒 -)	住 所	
氏 名		氏 名	

下記のとおり休 (※ 停・退) 学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第3号の規定により届け出ます。

記

- 1 氏 名
- 2 学校名及び学年
- 3 休(停)学期間 (又は退学年月日)
- 4 休学 (停学・退学) の理由
- 5 奨学金等領収済額 年 月 から 年 月 まで
合計 円

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名

学校長氏名

印

(大学等又は専修学校専門課程にあっては、学校の証明書等を添付することで証明に代えることとする。)

(注) ※は、該当する方を○で囲む。

別記第15号様式 (第11条関係)

復学届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
本人住所	(〒 -)	住所	
氏名		氏名	

下記のとおり復学したので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第4号の規定により届け出ます。

記

1 氏名

2 学校名及び学年

3 復学年月日 年 月 日

上記のとおり相違ないことを証明します。

年 月 日

学校名 _____ 学校長氏名 _____ 印

別記第16号様式 (第11条関係)

辞 退 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	(千 一)	連帯保証人 (保護者等) 住 所	(千 一)
本人住所	(千 一)		
氏 名		氏 名	

下記のとおり和歌山県修学奨励金の貸与を辞退したいので、和歌山県修学奨励金貸与
条例施行規則第11条第5号の規定により届け出ます。

記

1 氏 名

2 学 校 名 (及び学年)

第 学 年

3 辞退年月日

年 月 日

4 辞退理由

[]

年 月 日

学校名

学校長氏名

印

別記第17号様式 (第11条関係)

他 奨 学 金 等 適 用 届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
本人住所	(〒 -)		
氏 名		氏 名	

下記のとおり他奨学金の適用を受けることとなったので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条第6号の規定により届け出ます。

記

1	適用奨学金名	
2	適用開始年月日	年 月 日

年 月 日

学校名

学校長氏名

印

別記第18号様式 (第12条関係)

<p style="text-align: center;">修学奨励納入通知書兼領収証書 和歌山県歳入(税外)</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">公計</td> <td style="width: 20%;">所属</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納付場所 <small>裏面記載の金融機関</small></td> <td>延滞金</td> <td colspan="2">円</td> </tr> <tr> <td></td> <td>納入合計</td> <td colspan="2">円</td> </tr> </table> <p>ただし 修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日 上記のとおり納付してください。</p> <p>年 月 日 上記のとおり領収しました。</p> <p style="text-align: center;">和歌山県知事 </p> <p style="text-align: center;">(納入者保管)</p>	年度	公計	所属		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円			納付場所 <small>裏面記載の金融機関</small>	延滞金	円			納入合計	円		<p style="text-align: center;">修学奨励収納済通知書 和歌山県歳入(税外)</p> <div style="border: 1px dashed gray; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">公計</td> <td style="width: 20%;">所属</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納入合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">公計</td> <td style="width: 20%;">所属</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納入合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table> <p>ただし 修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日 上記のとおり収納しましたので通知します。</p> <p style="text-align: center;">領収日付印 </p> <p style="text-align: center;">和歌山県会計管理者様</p> <p style="text-align: center;"><small>用紙を折ったり、曲げたり汚したりしないこと。</small></p> <p style="text-align: center;">(取扱店→指定金融機関(紀陽銀行)→和歌山県保管)</p>	年度	公計	所属		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円			延滞金	円			納入合計	円			年度	公計	所属		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円			延滞金	円			納入合計	円			<p style="text-align: center;">修学奨励原符 和歌山県歳入(税外)</p> <p style="text-align: center;">〒</p> <p style="text-align: right;">様</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 20%;">年度</td> <td style="width: 20%;">公計</td> <td style="width: 20%;">所属</td> <td style="width: 40%;"></td> </tr> <tr> <td>預金種別</td> <td colspan="3">口座番号</td> </tr> <tr> <td>奨学生番号</td> <td colspan="3">年 月 分</td> </tr> <tr> <td>金額</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>延滞金</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>納入合計</td> <td colspan="3">円</td> </tr> </table> <p>ただし 修学奨励金貸付金元利収入 納期限 年 月 日 上記のとおり収納しました。</p> <p style="text-align: center;">領収日付印 </p> <p style="text-align: center;">(取扱店保管)</p>	年度	公計	所属		預金種別	口座番号			奨学生番号	年 月 分			金額	円			延滞金	円			納入合計	円		
年度	公計	所属																																																																																																
預金種別	口座番号																																																																																																	
奨学生番号	年 月 分																																																																																																	
金額	円																																																																																																	
納付場所 <small>裏面記載の金融機関</small>	延滞金	円																																																																																																
	納入合計	円																																																																																																
年度	公計	所属																																																																																																
預金種別	口座番号																																																																																																	
奨学生番号	年 月 分																																																																																																	
金額	円																																																																																																	
延滞金	円																																																																																																	
納入合計	円																																																																																																	
年度	公計	所属																																																																																																
預金種別	口座番号																																																																																																	
奨学生番号	年 月 分																																																																																																	
金額	円																																																																																																	
延滞金	円																																																																																																	
納入合計	円																																																																																																	
年度	公計	所属																																																																																																
預金種別	口座番号																																																																																																	
奨学生番号	年 月 分																																																																																																	
金額	円																																																																																																	
延滞金	円																																																																																																	
納入合計	円																																																																																																	

別記第19号様式 (第12条関係)

コンビニエンスストア専用		修学奨励原符 和歌山県歳入(税外)		修学奨励納入通知書兼領収証書 和歌山県歳入(税外)	
金額		千 百 十 万 千 百 十 円		千 百 十 万 千 百 十 円	
所 属	年 度	会 計	奨学生番号	区 分	<input type="checkbox"/> 元本
			調定年月		<input type="checkbox"/> 延滞金
ただし修学奨励金貸付金元利収入					
納期限 年 月 日					
上記のとおり収納しましたので通知します。					
奨 学 生 氏 名	額 取 日 付 印				
CVS収納用 (ご注意)バーコードがないものや読み取れないもの、又は金額訂正したものはコンビニエンスストアでは納付できません。					
収納代行	コンビニ取扱期限				
用紙を折ったり、曲げたりしないこと。					
この納付書はコンビニエンスストア専用のため、金融機関(ゆうちょ銀行含む。)では納付できません。					
(C V S 本 部 保 管)					
所 属		年 度		会 計	
奨学生番号		調定年月			
区 分		<input type="checkbox"/> 元本		<input type="checkbox"/> 延滞金	
奨学生氏名		金額			
		千 百 十 万 千 百 十 円			
コート					
ただし修学奨励金貸付金元利収入					
納期限 年 月 日					
上記のとおり収納しました。					
コンビニ取扱期限	額 取 日 付 印				
上記のとおり納付してください。					
年 月 日					
※納付場所及びお問い合わせ窓口は裏面に記載しております。					
和歌山県知事				額 取 日 付 印	
収入印紙不要					
(納 入 者 保 管)					

別記第20号様式(第13条関係)

返 還 免 除 申 請 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
本人住所	(〒 -) TEL (- -)		住所
氏名		氏名	

下記の事由により修学奨励金の返還の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第13条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借用金額	円
2	返還済金額	円
3	返還免除金額	円
4	返還免除事由	

注

- 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。
- 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。

別記第21号様式 (第14条関係)

返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 -) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望猶予期間	年 月 から 年 月 まで
2	返還猶予理由	

注

- 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第22号様式 (第15条関係)

返還期間延長申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号	
氏 名	
本人住所	(〒 -) TEL - -
借用終了時の学校名	
奨学金は	年 月分まで受領
進学助成金は	年 月に 円を受領

下記の事由により修学奨励金の返還期間の延長をしたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望延長期間	年 月 から 年 月 まで
2	期間延長理由	

注

- 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第23号様式 (第16条関係)

延滞金免除申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

奨学生番号		連帯保証人 (保護者等)	(〒 -)
本人住所	(〒 -) (TEL - -)	住所	(TEL - -)
氏名		氏名	

下記の事由により修学奨励金に係る延滞金の免除を受けたいので、和歌山県修学奨励金貸与条例施行規則第16条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

免除事由	
------	--

注

- 1 申請の理由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

和歌山県教育委員会規則第3号

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県教育委員会教育長 宮 崎 泉

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例（令和3年和歌山県条例第24号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(専修学校の専門課程)

第3条 条例第2条第1項の規定により教育委員会規則で定める要件は、次に掲げる要件を満たすものと文部科学大臣が認めたものであることとする。

- (1) 修業年限が4年以上であること。
- (2) 昼間学科又は夜間等学科（専修学校設置基準（昭和51年文部省令第2号）第4条に規定する昼間学科又は夜間等学科をいう。）であること。
- (3) 全課程の修了の要件が、次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める要件を満たしていること。

区 分	要 件
1 学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第183条の2第2項の規定により学年による教育課程の区分を設けない学科である場合	全課程の修了に必要な総単位数が124単位以上であること。
2 1の項以外のものである場合	全課程の修了に必要な総授業時数が3,400単位時間以上であること（単位時間は専修学校設置基準第9条に規定する単位時間とする。）。

- (4) 体系的に教育課程が編成されていること。
- (5) 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行っていること。

(貸与対象者)

第4条 条例第3条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める高等学校等を卒業した者若しくは卒業することが見込まれる者と同等以上の学力があると認められる者は、法に規定する高等専門学校の第3学年の課程を修了した者又は修了することが見込まれる者とする。

2 条例第3条第1項第3号に規定する教育委員会規則で定める数値は、3.5とする。

3 条例第3条第1項第6号に規定する経済的理由により修学が困難であると認められる者は、保護者が、進学支援金の貸与を申請した日の属する年度において、地方税法（昭和25年法律第226号）附則第3条の3第4項の規定により、同法第292条第1項第2号に規定する市町村民税の所得割（以下「市町村民税所得割」という。）が課されていない者（同法第323条の規定により市町村民税が免除されている場合を含む。）であることとする。

4 前項の規定にかかわらず、第9条に規定する継続申請において、保護者に市町村民税所得割が課された場合であっても、その合計額が20万円以下であるときは、市町村民税所得割が課されていないものとなす。ただし、連続して2回、保護者に市町村民税所得割が課された場合は、この限りではない。

5 条例第3条第1項第7号に規定する教育委員会規則で定める修学のための資金は、次に掲げるものとする。

- (1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）の定めるところにより貸与される修

学資金

- (2) 生活福祉資金貸付事業補助規則(昭和36年和歌山県規則第77号)の定めるところにより貸与される教育支援資金(その資金の区分が教育支援費であるものに限る。)
- (3) 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則(平成19年和歌山県規則第90号)の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金
- (4) 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則(平成21年和歌山県規則第83号)の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金
- (5) 和歌山県看護職員修学資金貸与条例(昭和38年和歌山県条例第18号)の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金
(進学支援金の申請)

第5条 進学支援金の貸与の申請をする者(以下「貸与申請者」という。)は、教育長に対して、和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(別記第1号様式)に次に掲げる書類を添付し、その者が在学又は卒業している高等学校等の学校長(以下「高等学校長等」という。)を経由して、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 同意書(別記第2号様式)
- (2) 貸与申請者が属する世帯全員分の住民票の写し
- (3) 保護者の所得を証明する書類
- (4) 成績証明書
- (5) 日本学生支援機構給付型奨学金(学資支給金)支給申込状況調査同意書(別記第3号様式)

2 高等学校長等を経由して、前項の規定による申請をすることができない者は、前項の規定にかかわらず、当該高等学校等に在学している者にあつては在学証明書を、当該高等学校等を卒業している者にあつては卒業証明書及び給付型奨学金の採用候補者に推薦されたこと又はされる見込みであることを証するものを、それぞれ添付し、教育長に直接提出しなければならない。

(選考方法等)

第6条 教育長は、条例第3条第1項各号に規定する要件を満たしているものと認められる者に対し、別に定める進学支援金の貸与者の選考に係る検査を実施するものとする。

(貸与内定者等の決定)

第7条 教育長は、前条の検査を行った後、進学支援金を貸与されることとなる者(以下「内定者」という。)、内定者に欠員を生じたときの補欠者(以下「補欠者」という。)及び進学支援金を貸与しない者を決定するものとする。

2 教育長は、前項の決定をしたときは、貸与申請者が属する高等学校長等を経由して、その旨を貸与申請者に通知するものとする。ただし、第5条第2項に該当する者にあつては、直接貸与申請者に通知するものとする。

3 教育長は、第1項の規定による決定をしようとするときは、あらかじめ、和歌山県大学生等進学支援金選考委員会(次項において「選考委員会」という。)に諮問しなければならない。

4 選考委員会の構成は、別に定める。

(貸与決定等)

第8条 教育長は、内定者から次に掲げる書類の提出を受けたときは、進学支援金の貸与を決定し、その旨を当該内定者に通知するものとする。

- (1) 大学等の入学試験合格通知書若しくは合格証明書又はこれらに代わるものの写し
- (2) 確約書(新規用)(別記第4号様式)

2 教育長は内定者から辞退届(別記第5号様式)の提出があつた場合には、速やかに補欠者から前項各号に掲げる書類の提出を受け、進学支援金の貸与を決定し、その旨を当該補欠者に通知するものとする。

(継続申請)

第9条 継続して進学支援金の貸与を受けようとする者(以下「継続貸与申請者」という。)は、教育長に対して、和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)(別記第6号様式)に次に掲げる書類を添付し、教育長が別に定める日までに提出しなければならない。

- (1) 保護者の住民票の写し
- (2) 保護者の所得を証明する書類
- (3) 確約書(継続用)(別記第7号様式)
- (4) 日本学生支援機構給付型奨学金(学資支給金)支給申込状況調査同意書(継続用)(別記第8号様式)

2 教育長は、前項の申請書の提出があった場合には、条例第3条第1項各号(第2号及び第3号を除く。)に規定する要件を満たしているものと認めたときは、進学支援金の貸与を決定し、その旨を継続貸与申請者に通知するものとする。

(借用証書の提出等)

第10条 第8条及び前条第2項の規定による進学支援金の貸与の決定を受けた者は、進学支援金借用証書・返還誓約書(別記第9号様式)を速やかに教育長に提出するとともに、次に掲げる書類を貸与が決定された日が属する年度の翌年度の6月末日までに教育長に提出しなければならない。

- (1) 大学等の在学証明書
- (2) 給付型奨学金を受給していることを証する書類

(進学支援金の額)

第11条 条例第4条第1項に規定する教育委員会規則で定める進学支援金の額は、1年度につき60万円とする。

(連帯保証人)

第12条 条例第6条第1項に規定する連帯保証人は、独立の生計を営む成年者であって、進学支援金の貸与を受けようとする者が成年であるときは3親等内の親族とし、未成年であるときは親権者又は後見人とする。ただし、これらの者を連帯保証人とするのが困難な場合は、これらの者に代わる者として教育長が認めるものを連帯保証人にすることができる。

(変更の届出)

第13条 進学支援金の貸与を受けている者又は貸与を受けた者は、次のいずれかに該当する場合は、速やかに変更届出書(別記第10号様式)を教育長に提出しなければならない。

- (1) 住所又は氏名に変更があった場合
- (2) 転学、休学又は退学した場合
- (3) 保護者の住所又は氏名に変更があった場合

(貸与の取消しの通知等)

第14条 教育長は、条例第7条第1項の規定により進学支援金の貸与を取り消したときは、直ちにその旨を進学支援金の貸与を受けている者に通知するものとする。

2 条例第7条第1項第2号に規定する教育委員会規則で定める書類は、第10条各号に掲げるものとする。

(貸与の打切り又は停止の通知)

第15条 前条第1項の規定は、条例第8条第1項又は条例第9条第1項の規定により進学支援金の貸与を打ち切り、又は停止した場合に準用する。

(返還の方法等)

第16条 条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める場合は、次の各号に掲げる場合とする。

- (1) 大学等を退学した場合
- (2) 法に規定する大学院その他教育長が別に認める教育機関(以下「認定教育機関」という。)に大学等卒業後に引き続き進学した場合
- (3) 条例第13条(同条第1号に係るものに限る。)の規定による進学支援金の返還の免除(以下「居住等

による返還の免除」という。)を受けようとする場合

2 条例第10条第1項に規定する教育委員会規則で定める日は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日とする。

(1) 大学等を退学した場合 退学した日

(2) 法に規定する大学院又は認定教育機関に在学しなくなった場合 在学しなくなった日

(3) 居住等による返還の免除を受けようとする場合 進学支援金の返還債務の免除に係る決定を受けた日

3 進学支援金の返還は、月賦の均等払方式によるものとする。ただし、進学支援金の貸与を受けた者は、いつでも繰上返還をすることができる。

4 教育長は、進学支援金の貸与を受けた者又は連帯保証人が、進学支援金の返還を怠ったときは、前項本文の規定にかかわらず、返還すべき残額の全額について一括返還を請求するものとする。

5 進学支援金の貸与を受けた者が条例第10条第2項の規定により進学支援金の貸与を取り消されたときは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額の全部を直ちに一括返還しなければならない。

(1) 条例第7条第1項第1号に該当した場合 貸与を受けた進学支援金の全額

(2) 条例第7条第1項第2号に該当した場合 60万円

(返還期間の延長)

第17条 条例第11条第1項の規定により進学支援金の返還に係る期間の延長を申請しようとする者(以下この項及び次項において「返還期間延長申請者」という。)は、その事由を明記した返還期間延長申請書(別記第11号様式)に返還期間延長申請者の所得を証する書類を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、進学支援金の返還に係る期間の延長を決定し、その旨を返還期間延長申請者に通知するものとする。

3 条例第11条第1項に規定する教育委員会規則で定める期間は、10年以内とする。

(返還の猶予)

第18条 条例第12条の規定による進学支援金の返還の猶予を受けようとする者(次項において「返還猶予申請者」という。)は、その事由を明記した返還猶予申請書(別記第12号様式)にその事由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めたときは、進学支援金の返還の猶予を決定し、その旨を返還猶予申請者に通知するものとする。

(返還の免除)

第19条 居住等による返還の免除を受けようとする者は、大学等を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して3年を経過した日が属する年度の末日までの間、毎年度4月末日までに、居住・就業状況報告書(別記第13号様式)に、次に掲げる書類を添付し、教育長に提出しなければならない。

(1) 住民票

(2) 就業の状況を証する書類

(3) 前2号に掲げるもののほか、居住及び就業の状況を確認するために教育長が必要とする書類

2 条例第13条第1号に規定する教育委員会規則で定める場合は、法に規定する大学院又は認定教育機関に大学等卒業後に引き続き進学した場合とする。

3 条例第13条第1号に規定する教育委員会規則で定める日は、法に規定する大学院又は認定教育機関に在学しなくなった日とする。

4 条例第13条第1号に規定する教育委員会規則に定める期間は、6月以上とする。

5 居住等による返還の免除により、免除する進学支援金の額は、別表の左欄に掲げる県内における居住の期間及び同表の中欄に掲げる県外又は県内における就業の期間の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に

掲げる額(学資貸与金の返還に必要な資金に充てるための助成金(教育長が指定したものに限り。)を県から受ける者にあつては、同表の右欄に掲げる額から教育長が別に定める額を控除した額)とする。

6 条例第13条(同条第1号に該当する場合を除く。)の規定による返還の免除を受けようとする者は、その事由を明記した返還免除申請書(別記第14号様式)を教育長に提出しなければならない。

7 教育長は、第1項の報告書又は前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めるときは、進学支援金の返還債務の免除を決定し、その旨を当該報告者又は当該申請者に通知するものとする。

(延滞金の免除)

第20条 条例第14条において準用する和歌山県修学奨励金貸与条例(平成14年和歌山県条例第37号)第13条第4項の規定により延滞金の免除を受けようとする者(次項において「延滞金免除申請者」という。)は、その事由を明記した延滞金免除申請書(別記第15号様式)にその事由を証する書面を添えて教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の申請書の提出を受け、その内容を審査の上、適当と認めるときは、延滞金の免除を決定し、その旨を延滞金免除申請者に通知するものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

別表(第19条関係)

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3年 + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3年 + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3年$

別記第1号様式 (第5条関係)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第5条第1項の規定により関係書類を添えて、次のとおり申請します。

写真貼付

- 1 縦 36~40mm
- 横 24~30mm
- 2 申請者本人の写真
- 3 申請日より過去3ヶ月以内のカラー写真
- 4 胸から上を映したもの
- 5 裏面に氏名記入

申請者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名 (自署)			
	住所	〒		
保護者	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名 (自署)			
	住所			
	ふりがな		生年月日	年 月 日
	氏名 (自署)			
住所				

本人が未成年者の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。保護者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合には、後見人が自署してください。

志望大学等名	立	大学	学部	学科
		専修学校	課程	
出身校名	立	高等学校	在学中	
			年卒業	

申請者は、上記のとおり相違ないこと及び和歌山県大学生等進学給付金を貸与するにふさわしい者であることを証明します。

学校名

学校長名

印

別記第2号様式(第5条関係)

(表面)

同意書

1 進学支援金の貸与に係る事項

- (1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。
いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。
- ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとするものであって、引き続き大学等に在学する者
- イ 進学支援金の申請をした日において高等学校等を卒業した又は卒業する見込みであること。
- ウ 高等学校等の全履修科目の評定平均値が5段階評価で3.5以上であること。
- エ 独立行政法人日本学生支援機構(以下「機構」という。)の給付型奨学金(学資支給金)の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給を受けていること。
- オ 保護者が和歌山県内に住所を有していること。
- カ 保護者の市町村民税所得割が非課税であること。
- キ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。
- a 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金
- b 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費
- c 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金
- d 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金
- e 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金
- ※イ、ウは初年度の申請のみの要件とします。
- (2) 進学支援金の貸与金額は、1年度につき60万円とし、連続する4年度を上限とします。
- (3) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに下記の書類を提出してください。
- ア 大学等の在学証明書
- イ 機構の給付型奨学金を受給している事が確認できる書類(例:奨学金給付証明書、奨学生証の写し(提出年度時に発行されたもの))
- (4) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。
- ア 本人や保護者の氏名又は住所に変更があった場合
- イ 転学、休学又は退学した場合
- ウ 進学支援金の貸与を辞退しようとする場合

2 進学支援金の支給決定取消等に係る事項

- (1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**取消し**になります。
※ 取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していただくことになります。
- ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。
- イ 1(3)に記載されている書類を提出しなかったとき。
- (2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**打切り**になります。
※ 打切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができなくなります。
- ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。
- イ 大学等を退学したとき。
- (3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は**停止**になります。
※ 停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。
- ア 大学等を休学したとき。
- イ 給付型奨学金の支給が停止されたとき。

(裏面)

3 進学支援金の返還に係る事項

- (1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内に返還しなければなりません。
- (2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。
- (3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。
- (4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。
- (5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出てください。本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届け出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。
- (6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。
- (7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、返還を猶予します。
- ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。
- イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。
- (8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出ることにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。
- ア 大学等を卒業した日の属する月の翌日から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業（就業先は和歌山県内外を問わない）を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき。
- (注)
- イ 本人が死亡したとき。
- ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与の決定を受けた場合、速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3 \text{年} + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3 \text{年} + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3 \text{年}$

上記内容を確認し、同意します。

申請者 住所
氏名

保護者 住所
氏名

保護者 住所
氏名

別記第3号様式 (第5条関係)

日本学生支援機構給付型奨学金 (学資支給金)
支給申込状況調査同意書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所
(自署) 氏名

保護者 住所
(自署) 氏名

保護者 住所
(自署) 氏名

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、独立行政法人日本学生支援機構 (独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年法律第94号) に規定する法人をいう。) の給付型奨学金 (学資支給金) の採用候補者の決定の状況及び、その他県教育長が必要と認める事項について、独立行政法人日本学生支援機構及び申請者が在学又は卒業した高等学校等へ照会等の調査を行うことについて同意します。

別記第4号様式 (第8条関係)

確約書 (新規用)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所

(自署) 氏名

保護者 住所

(自署) 氏名

保護者 住所

(自署) 氏名

私は、和歌山県大学生等進学支援金の貸与の決定を受けるに当たり、次のことを確約します。

年 6 月末日までに大学等の在学証明書及び独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金 (学資支給金) に係る奨学生証の写しを提出すること。

なお、同日までに上記の書類を提出しなかった場合には、進学支援金の貸与の決定の取消しを受けても何ら異議の申立ては行いません。

その際には、既に貸与を受けた進学支援金の全額を返還することを誓約します。

別記第5号様式 (第8条関係)

辞退届

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

本人	氏 名		住 所	(〒 -)
	保 護 者	氏 名	住 所	(〒 -)
	氏 名		住 所	(〒 -)

下記のとおり和歌山県大学生等進学支援金の貸与を辞退したいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第8条第2項の規定により届け出ます。

記

1 氏 名

2 学 校 名

3 辞退年月日 年 月 日

4 辞退理由

()

別記第6号様式 (第9条関係)

(表面)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

和歌山県大学生等進学支援金貸与申請書(継続用)

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第9条第1項の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。

申請者氏名

年 月 日生

(申請者本人が、自署してください。)

在籍大学等名	立	大学	学部	学科
		専修学校	課程	
入 学 年 度	年	月	入学	学部等の変更の有無 有・無 (有りの場合 年 月変更)

支援金の貸与実績

回数	支援金の貸与を受けた年月日(※)	貸与を受けた金額
1回目	年 月 日	金 万円
2回目	年 月 日	金 万円
3回目	年 月 日	金 万円

※通帳に入金された日を記載してください。

申請者が申請を行うこと、及び申請に当たっての同意事項(裏面参照)について内容を確認した上、同意します。

本人 (自署)	ふりがな		〒 住所
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
保護者 (自署)	ふりがな		〒 住所
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	
本人との 続柄	ふりがな		〒 住所
	氏 名		
	生年月日	年 月 日	

本人が未成年者の場合には、保護者が上記のそれぞれの欄に自署してください。保護者とは、民法に定める親権者のこととで、通常は両親(いずれかがいないときは1人)です。後見人がいる場合には、後見人が自署してください。

(裏面)

同意事項

※必ずお読みください。

1 進学支援金の貸与に係る事項

(1) 進学支援金の貸与対象者は、次に掲げる全ての要件を満たす者をいいます。

※いずれかに該当しなくなった場合、進学支援金の貸与を受けられなくなります。

ア 進学支援金の申請をした日が属する年度の翌年度の4月1日以降に大学等へ入学しようとするものであって、引き続き大学等に在学する者

イ 独立行政法人日本学生支援機構(以降「機構」という。)の給付型奨学金(学資支給金)の採用候補者で、大学等進学後も機構から給付型奨学金の支給を受けていること。

ウ 保護者が和歌山県内に住所を有していること。

エ 保護者の市町村民税所得割が非課税であること。ただし、2回目以降の申請で保護者に課せられた市町村民税の所得割の合計額が20万円以下の場合には非課税とみなす(連続して2回課せられた場合を除く。)

オ 次に掲げる修学のための貸与を受けていないこと。

- a 母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令の定めるところにより貸与される修学資金
- b 生活福祉資金貸付事業補助規則の定めるところにより貸与される教育支援費
- c 和歌山県地域医療医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医療医師確保修学資金
- d 和歌山県地域医師確保修学資金貸与規則の定めるところにより貸与される和歌山県地域医師確保修学資金
- e 和歌山県看護職員修学資金貸与条例の定めるところにより貸与される保健師修学資金、助産師修学資金又は看護師修学資金

(2) 進学支援金の貸与を受けた者は、貸与を受けた翌年度の6月末日までに下記の書類を提出してください。

- ア 大学等の在学証明書
- イ 機構の給付型奨学金を受給していることが確認できる書類(例:奨学金給付証明書、奨学生証の写し(提出年度時に発行されたもの))

(3) 進学支援金の貸与申請者は、次に該当することとなった場合は速やかに県に届け出てください。

- ア 本人や保護者の氏名又は住所に変更があった場合
- イ 転学、休学又は退学した場合
- ウ 支援金の貸与を辞退しようとする場合

2 進学支援金の支給決定取消等に係る事項

(1) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は取消しになります。

※取消しになると既に貸与を受けた進学支援金を返還していたこととなります。

ア 偽りその他の不正な手段により、進学支援金の貸与を受けることとなったことが判明したとき。

イ 1(2)に記載されている書類を提出しなかったとき。

(2) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は打ち切りになります。

※打ち切りになると進学支援金の貸与を受けることができず、かつ、今後も貸与申請を行うことができなくなります。

ア 進学支援金の貸与を受けることを辞退したとき。

イ 大学等を退学したとき。

(3) 次のいずれかに該当した場合、進学支援金の貸与は停止になります。

※停止になると進学支援金の貸与を受けることができませんが、翌年度の貸与申請は行うことができます。

ア 大学等を休学したとき。

イ 給付型奨学金の支給が停止されたとき。

3 進学支援金の返還に係る事項

(1) 返還は大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年を経過した後20年以内に返還しなければなりません。

(2) 延滞した場合、返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じ、返還すべき金額に年10.95%の割合に乗じて計算した額が延滞金として課されます。

(3) 返還期日前に、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を繰り上げて返還することができます。

(4) 進学支援金の貸与終了後、連帯保証人を変更するときは、速やかに県へ届け出てください。

(5) 進学支援金の貸与終了後、本人又は連帯保証人の氏名、住所又は電話番号に変更があったときは、速やかに県に届け出てください。

本人がこの届出を怠ったため、県が本人から最後に届出のあった氏名及び住所に宛てて通知又は書類を発送した場合には、遅着し、又は到着しなかったときでも、通常到着したものとします。

(6) 本人が経済的理由により、所定の返還期間内に進学支援金を返還することができないと認められる場合には、返還期間を教育委員会が定める期間を限度として延長することができます。

(7) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出るにより、返還を猶予します。

ア 本人が短期大学、大学、大学院又は専修学校の専門課程に在学するとき。

イ 災害、傷病、経済的理由その他やむを得ない事由により進学支援金の返還が著しく困難になったと認められるとき。

(8) 本人が次のいずれかに該当するときは、届け出るにより、貸与を受けた進学支援金の全部又は一部を免除することができます。

ア 大学等を卒業した日の属する月の翌月から起算して1年以内に和歌山県内における居住及び就業(就業先は和歌山県内外を問わない)を開始し、その居住等をした期間が6月以上のとき。(注)

イ 本人が死亡したとき。

ウ 精神又は身体の障害により労働能力を喪失し、進学支援金を返還することができなくなったと認められるとき。

4 保証に係る事項

進学支援金の貸与申請者は、進学支援金の貸与決定を受けた場合速やかに和歌山県大学生等進学支援金借用証書・返還誓約書を提出してください。

(注) 居住等の期間が6月以上の場合は次の表のとおり免除の額を計算します。

県内における居住の期間	県外又は県内における就業の期間	免除の額
3年	3年	全額
3年	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3 \text{年} + 2/3$
6月以上3年未満	6月以上3年未満	返還金の額に次の式により算出した割合を乗じて得た額 $1/3 \times \text{就業の期間} / 3 \text{年} + 2/3 \times \text{居住の期間} / 3 \text{年}$

別記第7号様式 (第9条関係)

確約書 (継続用)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所

(自署) 氏名

保護者 住所

(自署) 氏名

保護者 住所

(自署) 氏名

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、次のことを確約します。

年 6 月末日までに大学等の在学証明書及び独立行政法人日本学生支援機構の給付型奨学金 (学資支給金) に係る給付証明書又は相当と認める書類を提出すること。

なお、同日までに上記の書類を提出しなかった場合には、進学支援金の貸与決定の取消しを受けても何ら異議の申立ては行いません。

その際には、既に貸与を受けた進学支援金の全額を返還することを誓約します。

特記事項

進級について特段の事情がないこと (留年等しないこと) を申し添えます。

(※進級について事情がある場合、速やかに連絡してください。)

別記第8号様式 (第9条関係)

日本学生支援機構給付型奨学金 (学資支給金)
支給申込状況調査同意書 (継続用)

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

申請者 住所
(自署) 氏名

保護者 住所
(自署) 氏名

保護者 住所
(自署) 氏名

私は、継続して和歌山県大学生等進学支援金の貸与を申請するに当たり、独立行政法人日本学生支援機構 (独立行政法人日本学生支援機構法 (平成15年法律第94号) に規定する法人をいう。) の給付型奨学金 (学資支給金) の採用候補者の決定の状況及び、その他県教育長が必要と認める事項について、独立行政法人日本学生支援機構へ照会等の調査を行うことについて同意します。

別記第9号様式 (第10条関係)

貸与決定番号	氏名
--------	----

進学支援金借用証書
返 還 誓 約 書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

借用金額 円也

私は、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例及び関係規定に基づき、和歌山県大学生等進学支援金を借用しました。

つきましては、私及び連帯保証人は、関係規定並びに下記事項を遵守し返還計画のとおり滞りなく返還することを誓約します。

- 1 進学支援金を納期限までに返還しなかったときは、納期限の翌日から納付日までの日数に応じ納付金額に年10.95%の割合を乗じて計算した延滞金を支払います。
- 2 進学支援金の返還を怠った場合には、返還期限にかかわらず返還未済の金額に対する一括返還の請求を受け、又は強制執行の手続をとられても異議ありません。
- 3 進学支援金の返還を怠った場合には、私及び連帯保証人の住所、資産等について、和歌山県教育委員会が官公庁や金融機関等に調査を行い、当該調査依頼を受けた者から和歌山県教育委員会に対し調査結果を回答されても異議ありません。

本人	フリガナ		生 年 月 日
	氏 名	(印)	年 月 日生
自署	現住所	〒	Tel () -
	学校名		

私 (連帯保証人) は、本人が上記誓約のとおり誠実にその義務を履行するよう指導するとともに、借受債務の返済義務履行について極度額 円まで連帯して保証します。

連帯保証人	フリガナ		生 年 月 日	本人との続柄
	氏 名	(印)	年 月 日生	
自署	現住所	〒	Tel () -	携帯電話 () -

本人が未成年者の場合は、親権者が下記のそれぞれの欄に自署・押印してください。親権者が連帯保証人の場合も、本人が未成年者であれば必ず自署・押印してください。

親権者とは、民法に定める親権者のことで、通常は両親 (いずれかがいないときは1人) です。後見人がいる場合は、後見人が自署・押印してください。

親権者	氏 名	(印)	生 年 月 日
	現住所	〒	Tel () -
後見人	氏 名	(印)	生 年 月 日
	現住所	〒	Tel () -

別記第10号様式 (第13条関係)

変更届出書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号	
氏名	
住所	(〒 -) TEL及び携帯電話

次のとおり (住所・氏名・学校・学籍) 等を変更したので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第13条の規定により届け出ます。

変更項目に○	(旧) 変更前	(新) 変更後
1. 本人	氏名	
	住所 TEL 携帯電話	(〒 -) TEL 携帯電話
2. 保護者等	氏名	
	住所 TEL 携帯電話	(〒 -) TEL 携帯電話
	氏名	
	住所 TEL 携帯電話	(〒 -) TEL 携帯電話
3. 転学	学校名	
4. <input type="checkbox"/> 休学 <input type="checkbox"/> 退学	理由等	休学の場合は その期間 年 月から 年 月まで
上記 1~4の 詳細等	(1)異動等があった日又は予定日	年 月 日
	(2)異動等の理由 (4を除く。2つ以上ある場合、それぞれ記入してください。)	
	(3)日本学生支援機構の給付型奨学金 (学資支給金) に係る『転学奨学金継続願』の提出の有無 有・無 (いずれかを○で囲んでください。) (提出日: 年 月 日)	
	(4)給付型奨学金に係る『留学奨学金継続願』の提出の有無 有・無 (いずれかを○で囲んでください。) (提出日: 年 月 日)	
	(5)休学・退学の場合の給付型奨学金に係る手続の有無 有・無 (いずれかを○で囲んでください。) (提出日: 年 月 日)	
備考 給付型奨学金の『転学奨学金継続願』及び『留学奨学金継続願』については名称が変更される可能性があります。		

別記第11号様式 (第17条関係)

返還期間延長申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号	
氏 名	
本人住所	〒 TEL — —
借用終了時の 学校名	
進学支援金 受領済額	円

下記の事由により進学支援金の返還期間の延長をしたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例第11条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望延長期間	年 月 から 年 月 まで
2	期間延長理由	

注

- 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第12号様式 (第18条関係)

返還猶予申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号	
氏 名	
本人住所	〒 — TEL — —
借用終了時の学校名	
進学支援金 受領済額	円

下記の事由により和歌山県大学生等進学支援金の返還の猶予を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例第12条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	希望猶予期間	年 月 から 年 月 まで
2	返還猶予事由	

注

- 1 申請の事由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第13号様式 (第19条関係)

居住・就業状況報告書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号

〒

住 所

氏 名

T E L

携帯電話

和歌山県大学生等進学支援金貸与条例第13条(同条第1号に係るものに限る。)の規定により、進学支援金の返還の免除を受けたいので、次のとおり居住及び就業していることを報告します。

1 居住先の住所

2 就業先の名称(自営業含む。)

3 就業先(自営業含む。)の所在地、連絡先

4 添付書類

住民票

就業等を証明する書類(確定申告書の写し、源泉徴収票等)

特記事項

和歌山県内に本社がある企業に就業し、配属先により県外居住している場合は、県内居住とみなしません。

別記第14号様式(第19条関係)

返還免除申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号		〒	—
本人住所	〒	—	
	TEL	—	—
氏名		連帯保証人 (保護者等) 住所	
		TEL	— —
		氏名	

下記の事由により和歌山県大学生等進学支援金の返還の免除を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第19条第6項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1	借用金額	円
2	返還済金額	円
3	返還免除金額	円
4	返還免除事由	

注

- 1 死亡の場合は、本人氏名欄に相続人の氏名、続柄を記入してください。
- 2 死亡によるときは本人の死亡を証する戸籍抄本を、精神又は身体の障害によるときはその事実及び程度を証する医師の診断書を添付すること。
- 3 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

別記第15号様式 (第20条関係)

延滞金免除申請書

年 月 日

和歌山県教育委員会教育長 様

貸与決定番号			〒	—
本人住所	〒	—	連帯保証人 (保護者等)	
	Tel	—	住所	
		—	Tel	—
氏名			氏名	

下記の事由により和歌山県大学生等進学支援金の延滞金の免除を受けたいので、和歌山県大学生等進学支援金貸与条例施行規則第20条第1項の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

免除事由	
------	--

注

- 1 申請の理由を明らかにする証明書を必ず添付してください。
- 2 電話番号は、確実に連絡できるものを記入してください。

訓 令

和歌山県訓令第5号

庁中一般
各地方機関

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月24日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

出勤簿取扱規程の一部を改正する訓令

出勤簿取扱規程（昭和30年和歌山県訓令第606号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(記録事項)</p> <p>第4条 勤務時間管理員は、各職員につき、次に定める事項を出勤簿に記録するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 子育て部分休暇 勤務時間条例第17条に規定する休暇をいう。</u></p> <p><u>(8)～(18) 略</u></p> <p>(記録方法)</p> <p>第7条 出勤簿の記録は、次の記号により行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7) 子育て部分休暇 (子)</u></p> <p><u>(8)～(17) 略</u></p>	<p>(記録事項)</p> <p>第4条 勤務時間管理員は、各職員につき、次に定める事項を出勤簿に記録するものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(17) 略</u></p> <p>(記録方法)</p> <p>第7条 出勤簿の記録は、次の記号により行うものとする。</p> <p>(1)～(6) 略</p> <p><u>(7)～(16) 略</u></p>

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

県議会に関する事項

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則（令和3年3月18日議決）をここに公布する。

令和3年3月24日

和歌山県議会議長 岸 本 健

和歌山県議会会議規則の一部を改正する規則

和歌山県議会会議規則（昭和31年12月22日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産、育児、介護その他のやむを得ない事由のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p> <p><u>2 前項の規定にかかわらず、議員が出産のため出席できないときは、当該出産の予定日の6週間（多胎妊娠の場合にあつては、14週間）前の日から当該出産の予定日（議員が出産したときは、当該出産の日）後8週間を経過する日までの範囲内で、出席できない期間を明らかにして、あらかじめ議長に届け出ることができる。</u></p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、公務、疾病、<u>出産その他の事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</u></p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。